

投資事業有限責任組合に関するFAQ集

平成23年4月作成

令和6年9月改訂

経済産業省経済産業政策局産業組織課

投資事業有限責任組合の組成・運営等につきまして、これまでに寄せられたご質問を踏まえ、詳細な解説が必要と思われる事例を中心にQ&Aを作成いたしました。

投資事業有限責任組合の組成・運営等の際にご参考にしていただければと存じます。

目次

問1. 組合契約において、GPが金銭その他の財産を出資しない旨の規定を設けることはできますか。	3
問2. LPSが債務保証や自らの保有する組合財産につき質権設定をすることは可能でしょうか。	3
問3. LPSにおいて出資一口の金額は均一であることが必要でしょうか。	3
問4. LPSがLPS法に基づき、事業者に対して金銭の貸付けを行う場合、貸金業法の適用はありますか。	4
問5. LPSが外国法人に金銭の貸付けを行うことはできますか。	4
問6. LPSでスワップ取引など各種デリバティブ取引を行うことはできますか。	4
問7. LPSで不動産を取得したり、賃貸することはできますか。	5
問8. LPSが公益法人や一般社団法人に出資・寄付することは可能ですか。	5
問9. LPSが他のファンドへの出資や合同会社の持分を取得することはできますか。 ..	5
問10. 合同会社や一般社団法人、外国法人がLPSのGPになることはできますか。 ..	5
問11. 任意組合や匿名組合、LLPがLPSの組合員になることはできますか。	6
問12. 経営者が同一の別会社や親会社と子会社で、それぞれLPSのGPとLPになることはできますか。	6
問13. LPSについて何か開示義務はありますか。	7
問14. 適格機関投資家等特例業務について教えてください。	7
問15. LPS法では毎事業年度経過後3ヶ月以内に財務諸表を作成して、公認会計士又は監査法人の意見をもらわなければならないとされているが、清算中においても公認会計士又は監査法人の意見をもらう必要はありますか。	8
問16. GPが自身が役員をしている会社の株式を取得することは可能でしょうか。	8
問17. LPS法では、外国法人への出資について総組合員の出資額の総額の50%に満たない範囲で行うことができるとされていますが、これは総組合員の既出資額の50%未満なのか出資約束額の50%未満なのかどちらでしょうか。	8
問18. GP、LP、組合の事務所も国外というLPSは認められますか。	8
問19. LPSがセキュリティトークンを取得・保有することはできますか。	9
問20. LPSの財務諸表等において、LPSが投資する資産には原則として時価を付すこととされていますが、この「時価」とは、公正価値を指すのでしょうか。	10
問21. 令和5年12月に公表された会計規則の適用に伴い、既に設立しているLPSの財務諸表等において、LPSが投資する資産の評価方法をIPEVガイドラインに準拠する方法に変更する場合、どのように対応したらよいのでしょうか。	11
問22. LPSは合同会社の社員となることはできますか。	12

問1. 組合契約において、G Pが金銭その他の財産を出資しない旨の規定を設けることはできますか。

(回 答)

投資事業有限責任組合契約に関する法律（以下「L P S法」という。）第6条第1項では、組合員は、出資一口以上を有しなければならないとされており、また同条第2項において、当該出資は金銭その他の財産のみをもって可能とされています。したがって、L P S法上、無限責任組合員（以下「G P」という。）であっても金銭その他の財産を目的とした出資を一口以上有しなければならないことから、G Pが金銭その他の財産を出資しない旨を定めた組合契約で適法に投資事業有限責任組合（以下「L P S」という。）を組成することはできないと考えています。

問2. L P Sが債務保証や自らの保有する組合財産につき質権設定をすることは可能でしょうか。

(回 答)

L P Sが行える事業の範囲はL P S法に列挙されており、L P S法に定めのない事業についてL P Sはそれ自体を主たる目的として事業を行うことはできません。L P S法では、株式等に対する投資、金銭の貸付け、事業者への経営又は技術指導、他の一定の投資スキームへの投資などがL P Sの行える事業として規定されていますが、債務保証や質権設定については規定されておられません。したがって、例えば、L P Sが他の者のための保証を行い、保証料収入で収益を上げるような事業を、それ自体を主たる目的として組合事業で行うことはできないと考えております。他方で、合理的に考えて、L P S法に列挙される事業内容を補完し又は一体不可分として捉えることができる業務については行うことが可能であると考えられることから、債務保証や質権設定がこのような趣旨で行われるのであれば可能であると考えられます。

問3. L P Sにおいて出資一口の金額は均一であることが必要でしょうか。

(回 答)

L P S法において出資一口の金額は均一でなければならないと規定されているため、出資一口当たりの金額を複数設けることはできません。ただし、組合契約で組合員ごとに、例えば最低限出資すべき口数を設けるなど、出資口数ではなく組合員の個性に着目して出資一口当たりの金額の均一性を前提に組合員ごとに異なる扱いをすることは可能ですし、また各出資について損益の分配を異なることとするのは、一口の金額として出資すべき額が均一である限り、可能であると考えています。

他方、法人税基本通達14-1-2の注1において、出資額と異なる分配割合とする場合には、経済合理性を有するものでなければならないこととされているのでご注意ください。

問4. L P SがL P S法に基づき、事業者に対して金銭の貸付けを行う場合、貸金業法の適用はありますか。

(回 答)

L P SがL P S法に規定された金銭の貸付けを行う場合であっても、基本的には株式会社等と同様に貸金業法が適用されます。貸金業の登録が必要となる場合の具体的な手続については、一つの都道府県内で営む場合には当該都道府県庁の貸金業担当部署に、複数の都道府県にまたがって営む場合には主たる営業所等の所在地を管轄する各地方財務局の貸金業担当部署にお問い合わせください。

問5. L P Sが外国法人に金銭の貸付けを行うことはできますか。

(回 答)

外国法人に対する金銭の貸付けは、L P S法の事業の範囲外であるため、これをL P Sの事業として行うことはできません。なお、外国法人の発行する株式、新株予約権などの取得・保有はその取得の価額の合計額が総組合員の出資の総額の50%に満たない範囲内であれば可能です。

問6. L P Sでスワップ取引など各種デリバティブ取引を行うことはできますか。

(回 答)

L P Sが行うことができる事業は、株式会社の株式、社債の取得などL P S法第3条第1項に列挙されているものに限られますが、スワップ取引など各種デリバティブ取引については規定されておられません。したがって、そのような取引を、それ自体を主たる目的として組合事業で行うことはできないと考えております。

他方で、合理的に考えて、L P S法に列挙される事業内容を補完し又は一体不可分として捉えることができる業務（例えば、L P Sが、投資事業を実行するために借入れを行う場合に、金利変動のリスクヘッジのため金利スワップ契約を締結すること）については行うことが可能であると考えられることから、スワップ取引など各種デリバティブ取引がこのような趣旨で行われるのであれば可能であると考えられます。

問 7. L P S で不動産を取得したり、賃貸することはできますか。

(回 答)

L P S が不動産を取得・賃貸することは、L P S 法及び投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令に定める範囲内においてのみ可能であり、例えば、L P S が取得した、不動産担保が設定されている金銭債権の担保権の目的である不動産について、取得・賃貸することは可能です。また、信託財産が不動産である信託受益権や不動産に投資する匿名組合出資持分についても取得が可能です。

ただし、L P S による不動産の取得・賃貸・売却については不動産特定共同事業法や宅地建物取引業法の適用が問題になります（原則として許認可の取得が必要となります（これに対し、信託受益権や匿名組合出資持分の取得については原則として不動産特定共同事業法や宅地建物取引業法上の許認可の取得は不要であると考えられます。）。）のでご注意ください。

問 8. L P S が公益法人や一般社団法人に出資・寄付することは可能ですか。

(回 答)

公益法人や一般社団法人に出資・寄付することはL P S 法の事業の範囲外であるため、できません。

問 9. L P S が他のファンドへの出資や合同会社の持分を取得することはできますか。

(回 答)

他のL P S、民法上の任意組合、外国に所在する類似の団体に対する出資や合同会社の持分の取得は、L P S 法上、L P S が行うことができる事業として列挙されており、可能です。ただし、有限責任事業組合（以下「L L P」という。）に対する出資は認められていません。

問 1 0. 合同会社や一般社団法人、外国法人がL P S のG P になることはできますか。

(回 答)

L P S 法ではG P の資格を制限する規定はありません。したがって、合同会社や一般社団法人、外国法人がL P S 法上G P になることは禁止されていません。他方、G P については、L P S 法で組合契約書の必要的記載事項である「氏名又は名称及び住所」の登記を義務づけているため、外国会社は別として、外国法人は登記することができません。

問11. 任意組合や匿名組合、LLPがLPSの組合員になることはできますか。

(回答)

LPS法ではGPの資格のみならず有限責任組合員（以下「LP」という。）の資格についても制限する規定はありません。

令和5年6月に投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則（以下「登記規則」という。）が改正され、LPSのGPとして、LLPを登記することができることとなりました。

なお、匿名組合については、営業者が各匿名組合員と個別に締結する匿名組合契約に基づき匿名組合事業の対象財産を所有することとなりますが、営業者がGPになることはLPS法に直ちに反するものではないと考えています。

ただし、登記規則においてLPSのGPとして登記することができる者については、自然人、法人及びLLPのみを定めており、任意組合や匿名組合をGPとして登記することはできません。

また、LPSのGPが適格機関投資家等特例業務（後述）の特例の適用を受ける場合には、これらのファンドがLPSの組合員となることにより当該特例の要件が満たされない場合があるため（*）、当局や弁護士等の専門家にご相談するなどして事前に留意していただくことが必要です。

* 例えば、適格機関投資家でない者を匿名組合員とする匿名組合の営業者がLPSのLPとなった場合などは、当該LPSにおける自己募集・自己運用業務は、適格機関投資家等特例業務の要件を満たさず、当該LPSのGPは適格機関投資家等特例業務の特例の適用を受けることができません。

問12. 経営者が同一の別会社や親会社と子会社で、それぞれLPSのGPとLPになることはできますか。

(回答)

LPS法ではGP及びLPの資格について制限する規定はありません。経営者が同一であっても別法人であれば、それぞれ一方をGP、他方をLPとすることは可能と考えられます。ただし、当該会社間での組合契約の締結が利益相反取引に該当する場合には、各会社において、会社法上必要な手続を経る必要が生じる点にご留意ください。

当然ながら、同一の人格（同一の法人格）でLPSのGPとLPを兼ねることはできません。

問 1 3. L P Sについて何か開示義務はありますか。

(回 答)

L P Sの組合持分は、金融商品取引法第2条第2項に規定する有価証券に該当することから、その発行により500名以上の者が当該持分を所有することとなる取得の申込みの勧誘は、「有価証券の募集」に該当し、金融商品取引法に基づき以下のとおり公衆への開示義務が発生します。

- ・有価証券の発行時における開示として、有価証券届出書の提出、投資者への目論見書の交付
- ・有価証券発行後の継続開示として、有価証券報告書の提出、半期報告書、臨時報告書の提出

また、投資者への情報提供という意味では、私募による場合の告知義務、金融商品取引業者による契約締結前交付書面や締結時交付書面の交付義務等もありますので、担当官庁である金融庁や弁護士等の専門家にご相談いただくことをお勧めします。

問 1 4. 適格機関投資家等特例業務について教えてください。

(回 答)

集団投資スキーム持分（L P Sの組合持分が該当します。）の自己募集又は集団投資スキームの自己運用を行う場合、G Pにおいて、原則として金融商品取引業（第二種金融商品取引業者・投資運用業者）の登録が必要となります。しかし、①集団投資スキームへの出資者（G Pは除きます。）が1名以上の適格機関投資家（銀行、保険会社、L P Sなどの金融商品取引法において列挙された者）及び49名以下の適格機関投資家以外の者であって、かつ②当該適格機関投資家等が一定の適用除外対象者（一定のファンド等）に該当しない場合における、③集団投資スキーム持分の私募（ただし、一定の転売制限が必要）及び集団投資スキームの自己運用は、適格機関投資家等特例業務に該当し、金融商品取引業の登録が不要となります。適格機関投資家等特例業務を行う場合には、事前に届出を管轄財務局に提出する必要があります。

なお、本制度はその要件等が法令において細かく規定されていますが、その具体的な内容については、当局や弁護士等の専門家にご相談いただくことをお勧めします。

問15. LPS法では毎事業年度経過後3ヶ月以内に財務諸表を作成して、公認会計士又は監査法人の意見をもらわなければならないとされているが、清算中においても公認会計士又は監査法人の意見をもらう必要はありますか。

(回答)

LPS法では、解散までは毎事業年度(解散日の含まれる事業年度は解散日までを事業年度とする)、財務諸表等を作成し、公認会計士又は監査法人の意見を付することが義務付けられていますが、清算中(解散日から清算完了までの期間を指す)においては特段規定がなく、必ずしも公認会計士等の意見を付することは義務ではないと考えられます。したがって、各組合の実情に応じ、必要に応じて監査を行えば足りるものと考えられます。

問16. GPが自身が役員をしている会社の株式を取得することは可能でしょうか。

(回答)

GPが自身が役員をしている会社の株式を取得することについてLPS法では明示的に禁止されていません。ただし、GPの利益相反行為に関して、双方代理となる場合は民法上の双方代理の禁止の適用があるほか、会社法上一定の手続が必要とされる場合もあります。また、GPがLPに対してLPS法において準用している民法上の善管注意義務を負っており、さらに金融商品取引業者である場合には金融商品取引業者として金融商品取引法上の忠実義務等を負っている点にご留意ください。

問17. LPS法では、外国法人への出資について総組合員の出資額の総額の50%に満たない範囲で行うことができるとされていますが、これは総組合員の既出資額の50%未満なのか出資約束額の50%未満なのかどちらでしょうか。

(回答)

既出資額の50%未満になります。LPS法では外国法人の株式等の取得・保有はあくまで例外的に認められた業務であり、このことから出資約束額ではなく現に出資された金額を基準に上限額が設けられています。

問18. GP、LP、組合の事務所も国外というLPSは認められますか。

(回答)

LPS法では、GP及びLPに資格制限を設けていないため、GP及びLP双方とも国内に住所を有していない場合であってもLPS法上は禁止されておりません。他方、組合の事務所の所在地については、組合の主たる事務所の所在する独立の最小行政区画、すなわち市

町村その他これに準ずる地域を指しており、国内でなければ登記することができません。

問19. LPSがセキュリティトークンを取得・保有することはできますか。

(回答)

金融商品取引法(昭和23年法律第25号)上の有価証券はブロックチェーン等の電子情報処理組織を用いる方法で移転することのできる財産的価値に表示される場合があります(いわゆるトークン化)、トークン化した有価証券をセキュリティトークンと称することとします。

各有価証券等がその根拠法において、トークン化することや、ブロックチェーン等の電子情報処理組織を用いる方法で資産の移転に係る事務を処理することが理論上又は実態上可能かどうかについて、解釈を示すものではありませんが、LPS法では下記の整理となります。

- (1) 金融商品取引法上の有価証券のうち、LPSの取得・保有が可能とされる有価証券は、トークン化されたものの取得・保有も可能です。
- (2) 金融商品取引法上の有価証券には該当しない金銭債権、工業所有権、著作権、約束手形及び譲渡性預金証書等を扱う事業を行う場合については、ブロックチェーン等の電子情報処理組織を用いる方法でこれらの資産の移転に係る事務を処理しても差し支えありません。

詳細については、下記をご確認ください。

[「投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項に規定される事業におけるセキュリティトークン等の取扱いについて」\(令和5年4月19日、経済産業省産業組織課\)](#)

問20. L P Sの財務諸表等において、L P Sが投資する資産には原則として時価を付すこととされていますが、この「時価」とは、公正価値を指すのでしょうか。

(回 答)

投資事業有限責任組合会計規則（以下「会計規則」という。）第7条における「時価」は、企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」第5項に定める時価、いわゆる公正価値を指します。L P Sが投資する資産の評価方法として、グローバルに活動するファンド資産の評価手法として活用されている、IPEV ガイドラインに準拠するモデル等で公正価値評価を行う方法が望ましいと考えられています。

原則とは異なる評価方法を採用することもできますが、以下についてご留意ください。

新規に設立するL P Sについては、L P SのG Pにおいて、原則とは異なる評価方法を採用することの必要性について合理的な説明をすることができるかどうかを整理いただき、全てのL Pの同意を得て、組合契約に評価方法を定めることを想定しています。

既に設立されているL P Sであって、原則によらない評価方法を定めたL P Sについても、原則の評価方法に変更することが望ましいと考えておりますが、存続期間の途中で評価方法を変更することが難しい場合も想定されるため、当該L P SのG Pにおいて、対応の要否を含めてご検討の上、ご対応ください。評価方法を変更する場合には、L Pの同意を得て、組合契約に評価方法を定めることを想定しています。

なお、新規に設立するか、既に設立されているかに関わらず、評価方法の検討に当たっては、公認会計士又は監査法人に事前に相談ください。

会計規則については、下記をご確認ください。

[「投資事業有限責任組合会計規則」（令和5年12月5日、経済産業省経済産業政策局産業組織課）](#)

組合契約で定める評価方法の例については、下記モデル契約別紙3「投資資産時価評価準則」をご確認ください。

なお、IPEV ガイドラインに改訂があれば、最新版を参照するようにしてください。

[モデル契約書別紙3「投資資産時価評価準則」（令和5年12月版）](#)

問21. 令和5年12月に公表された会計規則の適用に伴い、既に設立しているLPSの財務諸表等において、LPSが投資する資産の評価方法をIPEVガイドラインに準拠する方法に変更する場合、どのように対応したらよいのでしょうか。

(回答)

令和5年12月に公表された会計規則附則第2項の規定により、当該会計規則の適用は令和6年10月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表等となり、同日前に開始する事業年度に係る財務諸表等はなお従前の例によることとなります。

例えば、12月決算のLPSが、当該会計規則を契機に投資する資産の評価方法を取得原価からIPEVガイドライン準拠モデルに変更する場合、令和7年1月に開始する事業年度(決算は令和7年12月)の損益計算書の未実現損益調整額に評価差額(取得原価と時価の差額)を計上するとともに、会計方針を変更した旨と、その影響額を注記することが考えられます。

なお、その前年度(令和6年1月に開始する事業年度)の財務諸表等は従前の例によることとなりますので、前期及び当期(令和7年1月に開始する事業年度)の期首残高に遡及適用しての会計方針の変更は行わないことになると考えられます。

なお、上記の回答は今般の会計規則の適用に伴う、資産の評価方法の変更の場合の対応に限られます。それ以外の理由による会計方針の変更については、公認会計士又は監査法人とご相談ください。

問 2 2. L P S は合同会社の社員となることができますか。

(回 答)

L P S は、合同会社の持分の取得及び保有をすることができますが、法人格を有しないため、合同会社の社員となることはできません。但し、L P S が合同会社の持分を取得した場合、会社法上、次の手続が必要になります。

(1) 定款について

会社法第 576 条第 1 項第 4 号は、合同会社を含む持分会社の定款に、「社員の氏名又は名称及び住所」を記載し、又は記録しなければならないと定めています。

したがって、合同会社は、L P S が当該合同会社の持分を取得した場合、会社法第 576 条第 1 項又は定款の変更について規定した同法第 637 条に基づき、L P S の無限責任組合員の氏名又は名称及び住所を定款に記載することとなります。

(2) 登記について

会社法第 914 条第 6 号は合同会社の業務を執行する社員の氏名又は名称を、同条第 7 号は合同会社を代表する社員の氏名又は名称及び住所を、それぞれ設立の際の登記事項として定めており、同法第 915 条第 1 項は、これらの事項に変更が生じた場合には、変更の登記をしなければならないとしています。

したがって、合同会社は、L P S が当該合同会社の持分を取得し、L P S の無限責任組合員が合同会社の業務を執行する社員又は合同会社を代表する社員となった場合には、当該無限責任組合員の氏名又は名称（当該無限責任組合員が代表する社員となった場合は氏名又は名称及び住所）を登記する旨の申請を、その変更が生じてから 2 週間以内（設立時の社員の場合は設立時）に行わなければならないこととなります。